

使用前確認申請書の変更について

原発本第 216 号
令和 6 年 1 月 31 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九州電力株式会社
代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

令和 5 年 7 月 26 日付け原発本第 76 号をもって提出しました玄海原子力発電所第 4 号機使用前確認申請書の記載事項を変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 3 項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 使用前確認申請書

玄海原子力発電所第 4 号機

使用前確認申請書

原発本第 76 号 (令和 5 年 7 月 26 日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

変更の内容	<p>玄海原子力発電所第 4 号機の改造の工事 (変更前)</p>		
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>■使用の期間 自：令和 6 年 2 月 至：本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p> </td> </tr> </table>	<p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■使用の期間 自：令和 6 年 2 月 至：本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■使用の期間 自：令和 6 年 2 月 至：本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>		
変更の理由	<p>(変更後)</p> <table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>■使用の期間 自：令和 6 年 2 月 29 日 至：本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p> </td> </tr> </table>	<p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■使用の期間 自：令和 6 年 2 月 29 日 至：本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>
	<p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■使用の期間 自：令和 6 年 2 月 29 日 至：本申請に基づく、使用前確認証交付日</p> <p>■使用の方法 玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、一部工事が完了した 4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>	
<p>玄海原子力発電所第 3 号機を実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準に適合させるために、4 号機設備のうち 3 号機と共用している火災防護設備が必要であるため、「原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」を変更する。</p>			

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

変更なし

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

2. 4 添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

変更なし

2. 5 添付資料-4 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

変更なし